

滝沢市一般廃棄物処理基本計画

(平成30年3月改定)

滝 沢 市

はじめに

本市は、岩手山麓の水と緑の自然環境に加えて、歴史が育んだ伝統、文化に恵まれています。さらに、盛岡市に隣接しているという地理的条件もあり、現在も宅地開発が行われております。

しかし、こうした都市化の進展とともに、近年の社会情勢、経済構造の変化などから、市民の消費に対する意識や生活様式も変わり、結果として、ごみの排出量が増え、その質も多様化してきております。

前期計画では、住民一人一日当たりのごみ排出量を平成19年度の881gから28年度には800gに削減するということを目標に掲げておりましたが、この目標数値を達成することができませんでした。

また、平成41年度の稼働を目指して現在計画が進められている、県央ブロック8市町でのごみ処理広域化を見据え、ごみの減量化、再資源化を推進していくためには、生産、流通、消費の全ての段階で、ごみの発生を抑制することを基本とし、市民、事業者、行政が一体となって、環境に関する意識改革と実践が重要であると考えております。

本市では、平成23年度に基本となる条例などの整備を行い、住民にその道筋を解かり易く示すことを目的として本計画を策定したものであり、ごみ問題を考える際の指針として活用されるようお願いいたします。

平成30年3月

滝沢市長 柳村典秀

目 次

序章	1
計画策定の趣旨	1
構成	1
計画の位置づけ	2
1 法的位置づけ	2
2 これまでの計画策定・改定状況	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	3
5 計画期間	4
6 計画の改定	4
第1章 ごみ処理基本計画	5
第1節 ごみ処理の現状と課題	5
1 ごみ処理の現状	5
2 ごみ処理の課題	19
第2節 基本理念・基本方針	20
1 ごみ処理の基本理念	20
2 ごみ処理の基本方針	21
第3節 ごみの排出量の予測および数値目標	24
1 ごみの排出量の予測	24
2 数値目標	26
第4節 目標達成に向けた個別施策	29
セクション1	29
セクション2	30
セクション3	31
セクション4 「ごみ減量化行動計画」	32

第2章 生活排水処理基本計画	33
第1節 生活排水の処理	33
1 生活排水処理の現状	33
2 生活排水処理の予想	34
第2節 基本理念・基本方針	34
第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	35
1 し尿及び浄化槽汚泥処理の現状	35
2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測	36
3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	37

－ 序章－

計画策定の趣旨

本市は、平成20年3月に計画期間を平成28年度までとする「滝沢市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成を目指し、ごみの減量や資源化に取り組んできました。その結果、ごみ排出量については、収集ごみ（家庭系ごみ）は、減量の成果が見られますが、直接搬入ごみ（主に事業系ごみ）は、増加の傾向にあることから、平成41年度稼働開始を予定している、県央ブロック8市町でのごみの共同処理も見据え、また、それまでの間の現有施設の延命化や処理経費の負担削減のため、さらなるごみの減量や資源化の取組みが求められています。

国では、天然資源の消費抑制や環境負荷の軽減を図るとともに、製造者、排出者の責任を明確にすべく、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）の制定などを行い、持続可能な循環型社会の構築を目指しています。また、平成17年5月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改定し、経済的誘導による一般廃棄物の排出抑制、再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進などを図るべきとしています。

また、近年は地球規模での気象状況の変化による台風や大雨、地震、火山噴火等の自然災害が増加しており、それらに伴って発生する廃棄物の処理についても備えが必要です。

これら廃棄物を取り巻く状況を踏まえ、現基本計画を見直し、今後の廃棄物行政のあり方と具体的な施策について明らかにするものです。

構 成

本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画によって構成されています。ごみ処理基本計画では、ごみ処理の現状と課題、ごみの発生予測及び基本計画を示しています。生活排水処理基本計画では、し尿等の生活排水の処理について示しています。

計画の位置付け

1 法的位置付け

法第4条では、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な事項を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。」と市町村の責務について規定するとともに、第6条では、一般廃棄物処理計画について次のように定めています。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

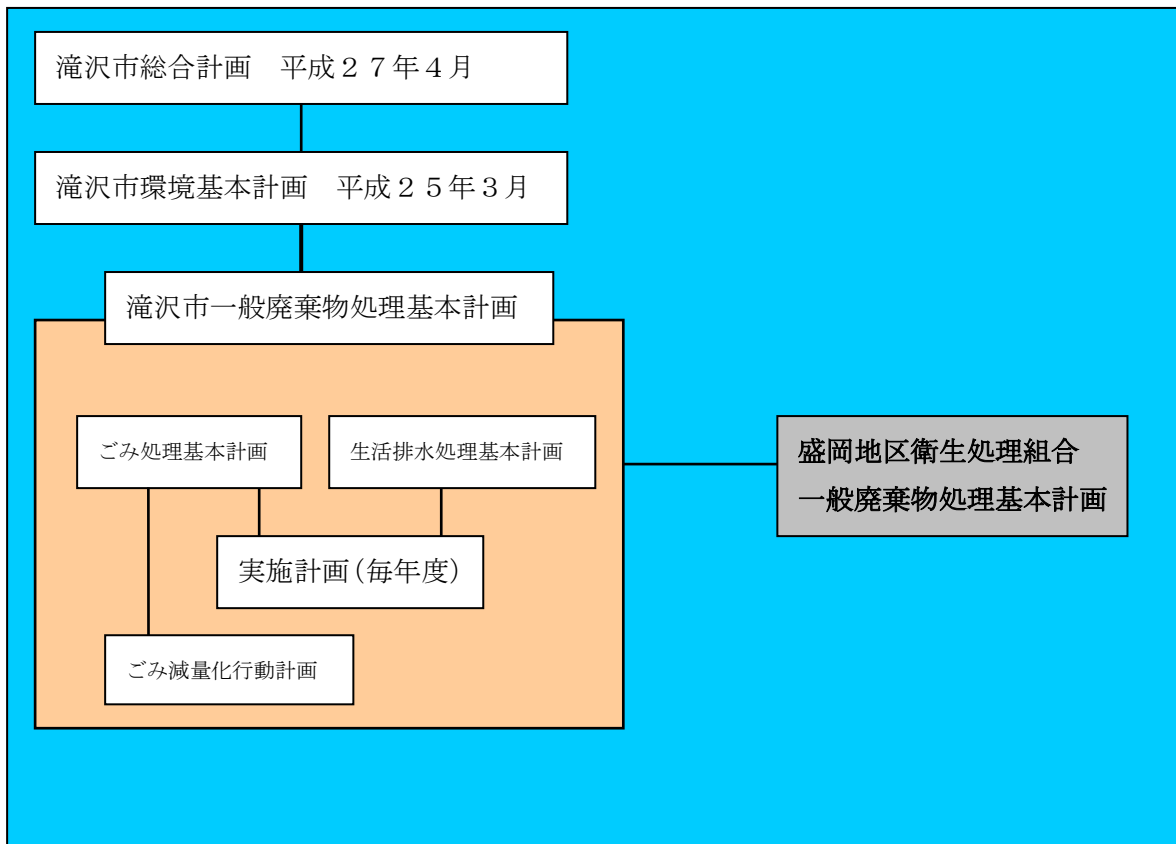
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3では、「一般廃棄物処理計画は、基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とに分けて策定しなければならない。」とし、これを受け、一般廃棄物処理計画は、ごみ処理と生活排水処理とに分けて策定すること、目標年次をおおむね10年から15年先とし、おおむね5年ごと又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に改定することとされています。

2 これまでの計画策定・改定状況

- ・ 計画策定 平成3年度
- ・ 第1回改定（ごみ） 平成9年度
- ・ 第2回改定（ごみ） 平成20年度

3 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の位置付けは、図のとおりです。



4 計画の対象

本市のごみは単独で計画・運営されていましたが、平成19年4月からは雫石町から発生したごみを中間処理、埋立処分を行っています。

また、し尿等の処理は一部事務組合による共同処理が行われ、計画・運営されているため、次の方法により計画を策定します。

(1) ごみ処理基本計画

本市のごみについては、収集・運搬、中間処理、埋立処分、ごみの発生抑制やリサイクルの推進など、ごみ処理全般の計画を本市が策定します。

雫石町のごみ処理については、雫石町及び滝沢・雫石環境組合で定める実行計画により、雫石町が中間処理、埋立処分の計画を定めます。

(2) 一般廃棄物処理基本計画

盛岡地区衛生処理組合が一般廃棄物処理基本計画を策定しています。

構成市町 盛岡市、滝沢市、雫石町

5 計画期間

平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

6 計画の改定

本計画は、10年間を計画期間としますが、社会経済状況の変化に伴いごみ排出量やごみ質の変化、ごみ処理に関する技術進歩など、ごみを取り巻く情勢の変化に対応し、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想の中で予定されている、平成41年度稼働開始のごみ焼却処理広域化計画に即して、必要に応じた見直しを行うこととします。

各年度におきましても、計画の進行を管理するとともに、計画の目標達成のため、施策の進行状況を常にチェックし、必要に応じて目標値や施策スケジュールの見直しや新たな施策の企画、立案などを行うこととします。

－ 第 1 章ごみ処理基本計画－

第 1 節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) 収集運搬及び処理

1) 収集運搬

家庭から排出されるごみについては、平成 14 年 10 月の溶融施設の稼動に合わせて、分別方法がそれまでの 5 大分別（「燃えるごみ」、「金属類」、「ガラス類」、「ペットボトル」、「その他のごみ」）から 6 大分別（「普通ごみ」、「中型ごみ」、「金属」、「ガラス」、「ペットボトル」、「新聞紙・衣類」）に変更して収集しています。

これらの収集につきましては、全て業者委託による収集を行っております。また、平成 19 年 10 月からは、ごみ集積所に排出することが出来ない、粗大ごみにつきまして、有料による戸別収集を実施しております。

なお、排出事業者に自己処理責任のある事業系のごみにつきましては、事業者自ら又は市で許可した業者が収集運搬しており、市では収集を行っておりません。

(滝沢市のごみ収集運搬)

	分別区分	収集対象	収集回数	収集方法等
家庭ごみ	普通ごみ	塵芥類、紙くず、プラスチック類など	週 2 回	集積場所から市が収集運搬する。
	中型ごみ	1.5m 未満、30 kg 未満のごみ袋に入らないもの	2 週 1 回	集積場所から市が収集運搬する。
資源ごみ	金属		週 1 回	集積場所から市が収集運搬する。
	ガラス		2 週 1 回	集積場所から市が収集運搬する。
	ペットボトル		2 週 1 回	集積場所から市が収集運搬する。
	新聞・布		2 週 1 回	集積場所から市が収集運搬する。
	粗大ごみ		随時	排出者が運搬する。一部有料戸別収集する。
	犬・猫等の死体		随時	排出者が運搬する。ただし、飼主不明の死体は滝沢・雫石環境組合が収集運搬する。

2) 処理

市の処理施設は、焼却施設（溶融炉2基）、資源化施設、最終処分場を有する自己完結型の処理施設として滝沢清掃センター（ごみちゃんセンター）が整備されています。

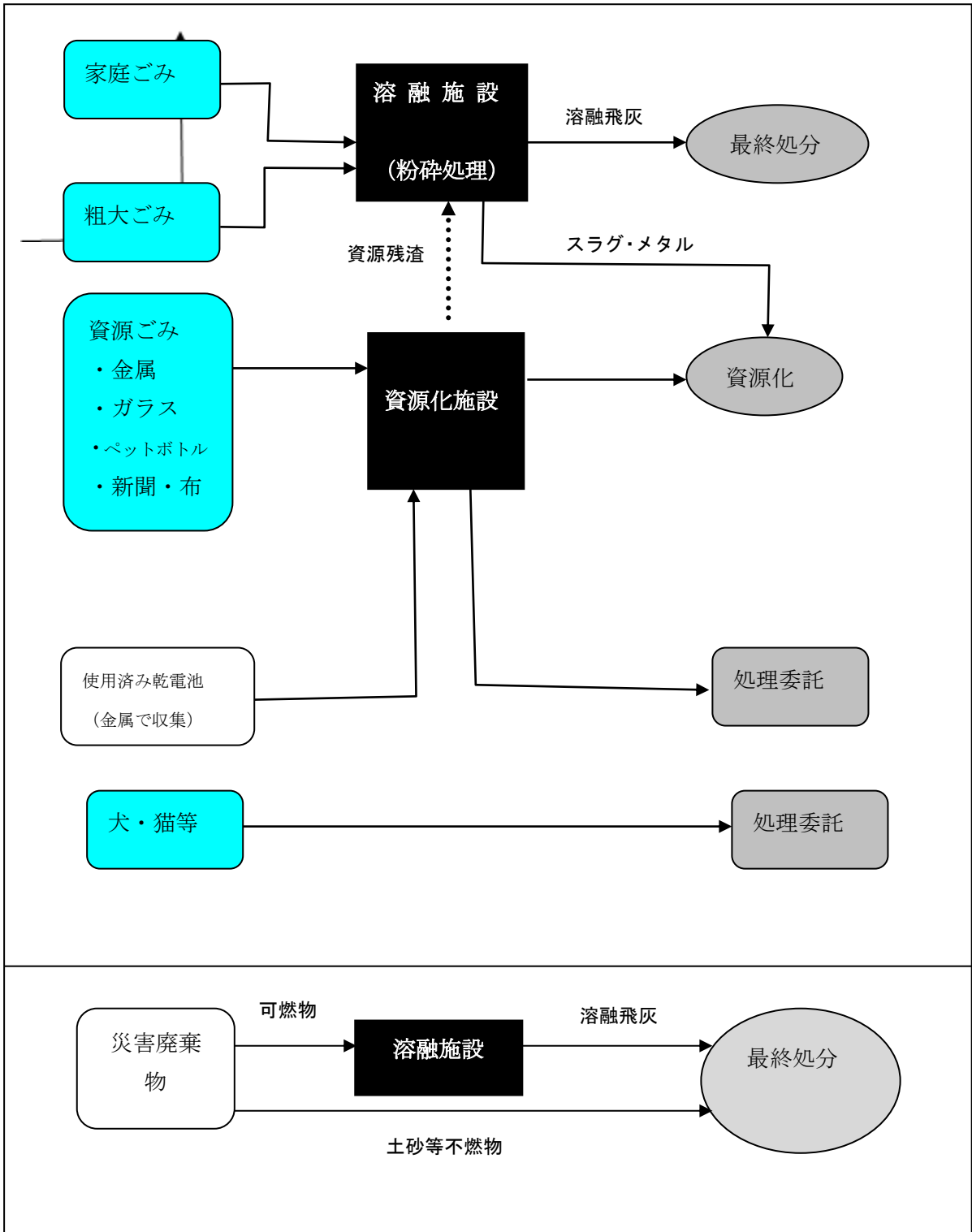
収集されたごみの処理は、平成14年9月まで「燃えるごみ」については全量焼却、「その他のごみ」、「資源ごみ」に混入されている資源残渣を埋立していましたが、平成14年10月より、これまで埋立していたごみについても溶融施設で処理し、再資源物となるスラグ・メタルの回収を行っています。

また、「資源ごみ」については、清掃センターに搬入されたもののうち、「金属」については、スチールとアルミに選別し圧縮・成型後に売却し、「使用済み乾電池」は選別後に民間業者に処理を委託します。「ガラス」は色の種類ごとに仕分けした後に有価びんを売却、その他を容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ、「ペットボトル」は、圧縮・梱包後にその他の「ガラス」と同様、指定法人へ引渡しを行っています。「新聞・布」については、紙の種類ごとに分別し、布類とともに売却するという方法でそれぞれ資源化を図っています。

(滝沢市のごみ処理施設)

施設等の名称		処理方式	処理能力	竣工年月
ごみ	焼却処理施設	直接溶融炉	50t/日×2基	H14.9
	最終処分場	管理型	52,500m ³	H9.12
資源化	資源化施設	手選別・機械選別	13.7 t / 5h	H24.9

(ごみ処理経路)



(2) ごみ総排出量の推移

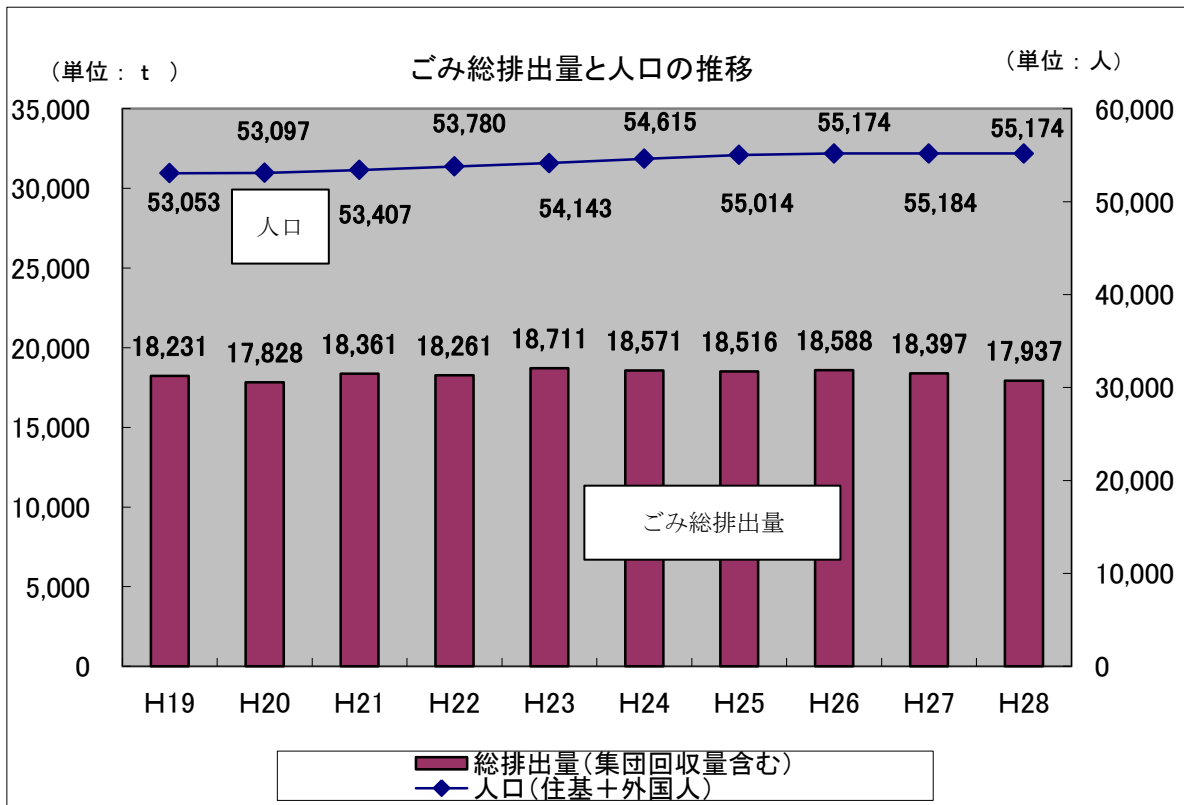
本市のごみ総排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ+集団資源回収等による資源物）は平成19年度以降微増傾向にありますが、ほぼ18,500t前後で推移しています。ただし、平成28年度は対前年比で460t減少しています。

人口は平成13年度までは1,000人程度の伸びを示していましたが、以降、数百人程度の増が続き、平成19年度以降は微増傾向となり平成25年度には55,000人を達成しています。

ごみ総排出量と人口の推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人口 (人)	53,053	53,097	53,407	53,780	54,143	54,615	55,014	55,174	55,184	55,174
世帯数	19,641	19,798	20,190	20,533	20,974	21,393	21,819	21,991	22,205	22,483
総排出量 (t/年)	18,231	17,828	18,361	18,261	18,711	18,571	18,516	18,588	18,397	17,937

※人口は住民基本台帳と外国人登録の合計値で、各年度の10月1日現在の数値である。



(3) ごみの区分別に見た総排出量の推移

平成15年度以降、「その他のごみ」として分別していたプラスチック類が、新焼却施設稼動にあわせ「家庭ごみ」として収集を開始したので、埋立ごみが無くなっています。

排出量の推移は、可燃ごみが平成22年度以降15,300t前後で推移しており、資源ごみにおいても2,200t前後で推移しています。また、集団資源回収による資源回収の排出量は、平成24年度をピークに年々減少しています。

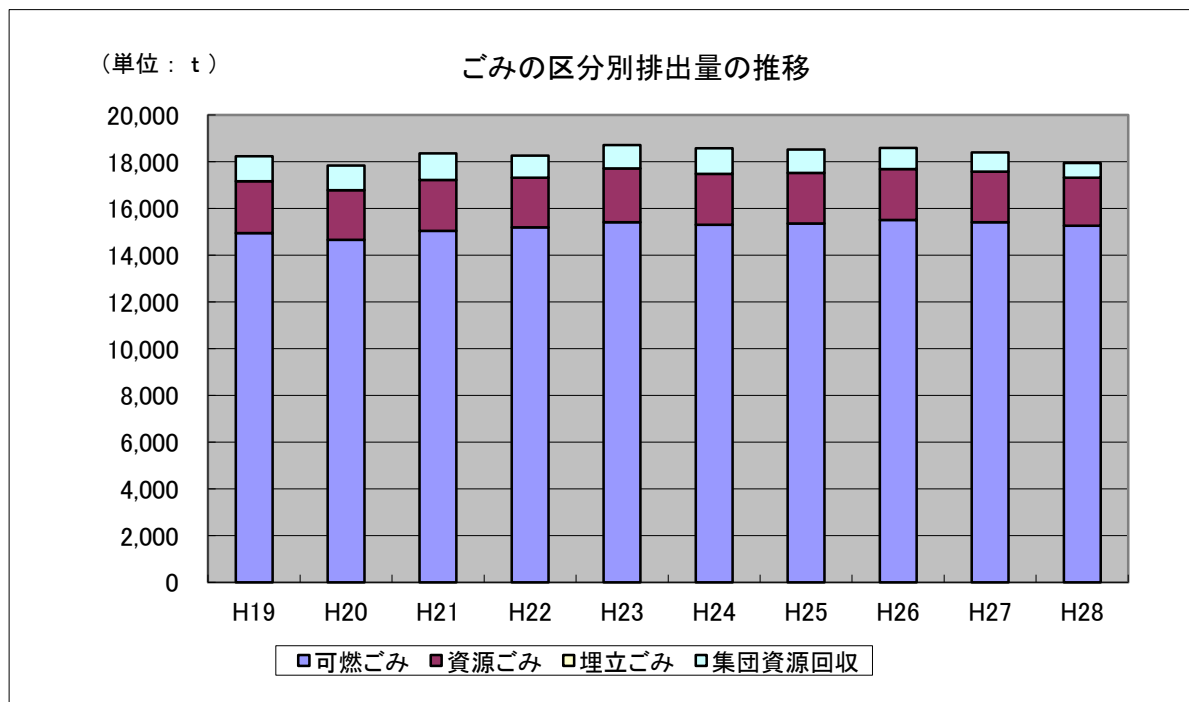
ごみ区分別排出量の推移

(単位：t)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
可燃 ごみ	14,948	14,650	15,038	15,186	15,414	15,305	15,357	15,499	15,414	15,253
資源 ごみ	2,213	2,133	2,180	2,131	2,301	2,178	2,164	2,182	2,161	2,063
埋立 ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団 資源 回収	1,070	1,045	1,143	944	996	1,088	995	907	822	621
合計	18,231	17,828	18,361	18,261	18,711	18,571	18,516	18,588	18,397	17,937

※集団資源回収は、市で奨励金を出した数量に基づき算定しています。

※平成28年度から集団資源回収の実施回数に上限を設定し、奨励金を交付しています。



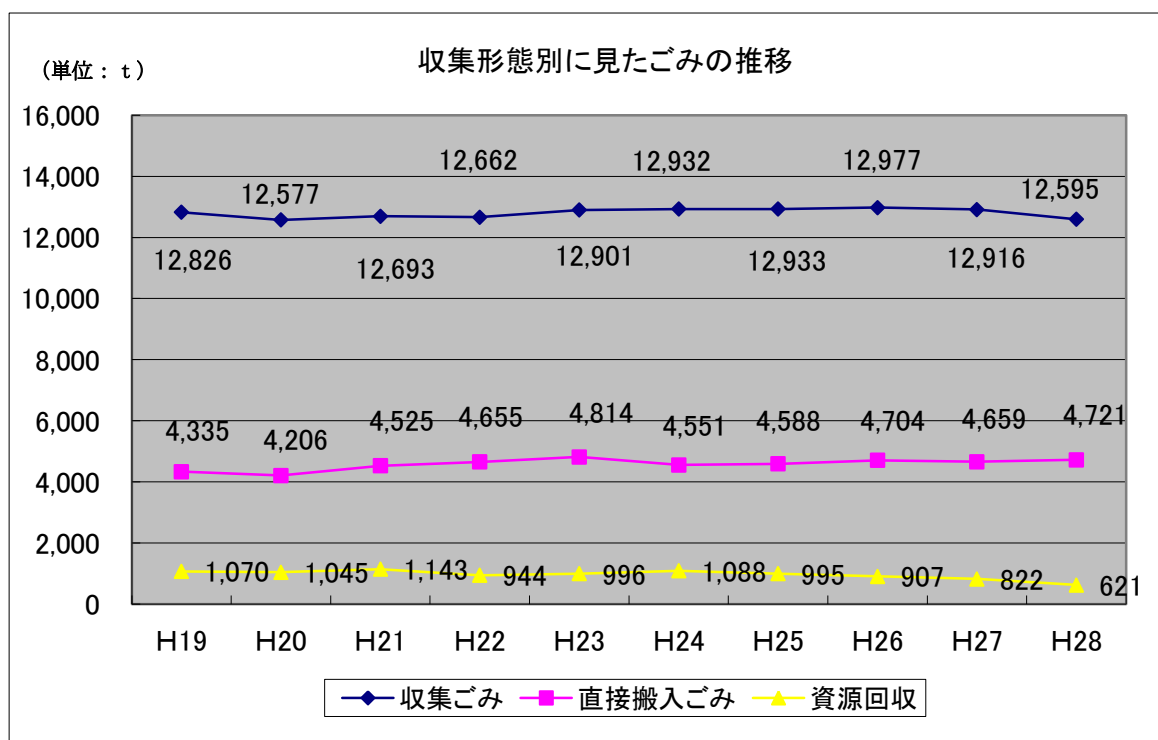
(4) 収集形態別に見たごみ排出量の推移

収集の形態別にごみ排出量の推移をみると、集積所から収集されるごみは平成19年度から平成26年度までは毎年微増傾向にありましたが、平成27年度からは減少傾向になっています。

直接搬入（家庭系ごみ・事業系ごみの直接搬入と許可業者による搬入等）のごみは、増減を繰り返しながら推移していますが、平成26年度からは4,700t前後で推移しています。

「直接搬入ごみ」のうち、約80%が「事業系ごみ」、約18%が「家庭系ごみ」、約2%が「地域清掃などのごみ」となっています。（平成28年度実績）

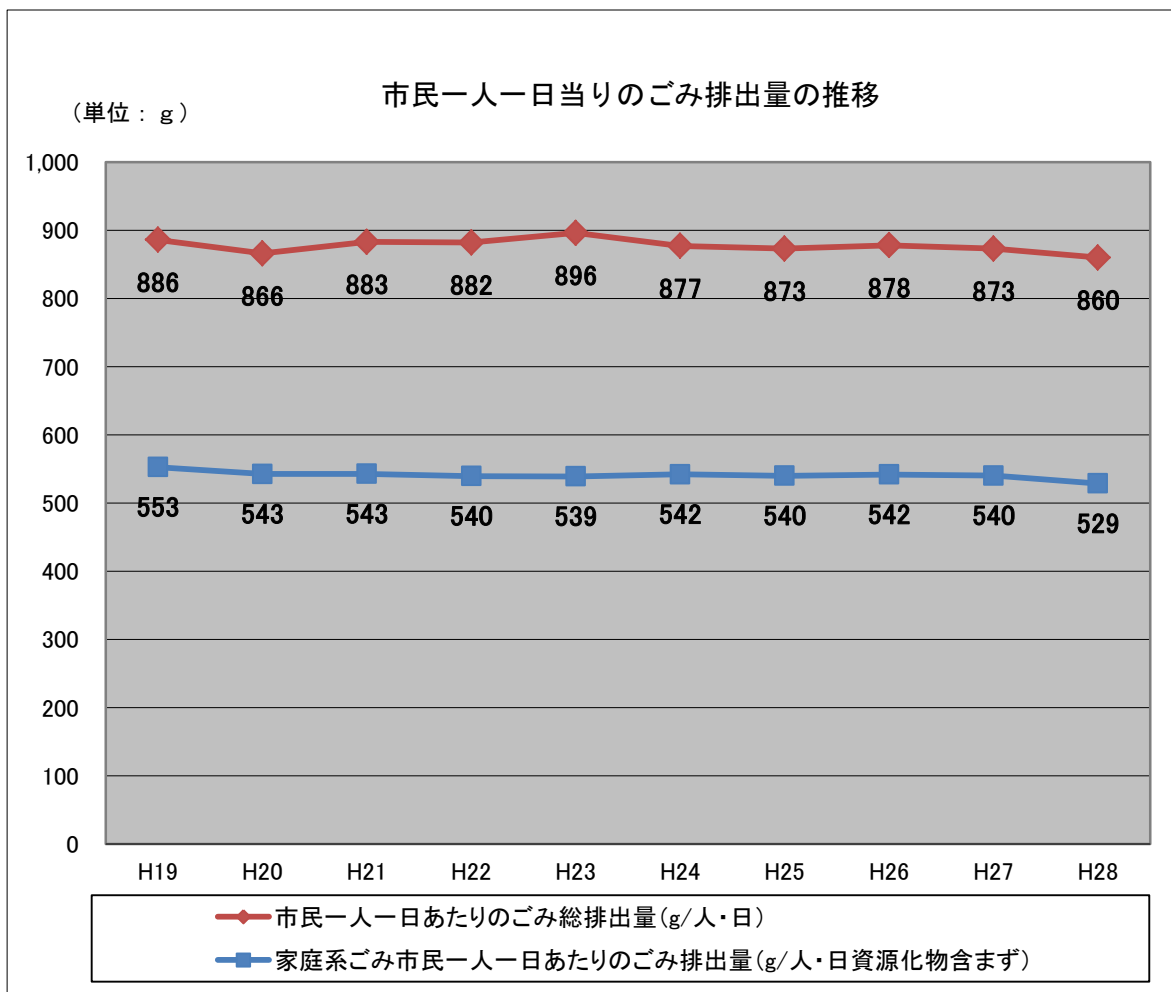
集団資源回収量は平成26年頃をピークに年々減少傾向にあります。特に平成28年度は集団資源回収の実施に伴う奨励金交付基準（1団体当たり年6回、上限額5万円に設定）を見直したことなどから、平成27年度に比べ200t余り減少しています。



(5) 市民一人一日当りのごみ排出量の推移

市民一人一日あたりごみ排出量（家庭系+事業系+資源化物、ただし集団資源回収を含まず）は、平成19年度から平成23年度まで890g前後で推移していましたが、以降減少傾向となり、平成28年度には860gまで減少しています。

ピークだった平成23年度の896gに比べ、4%、36gの減少となっています。



(6) ごみの組成

滝沢・雫石環境組合では、毎年4回、ごみ質（ごみの組成）を専門機関に委託して調査しています。

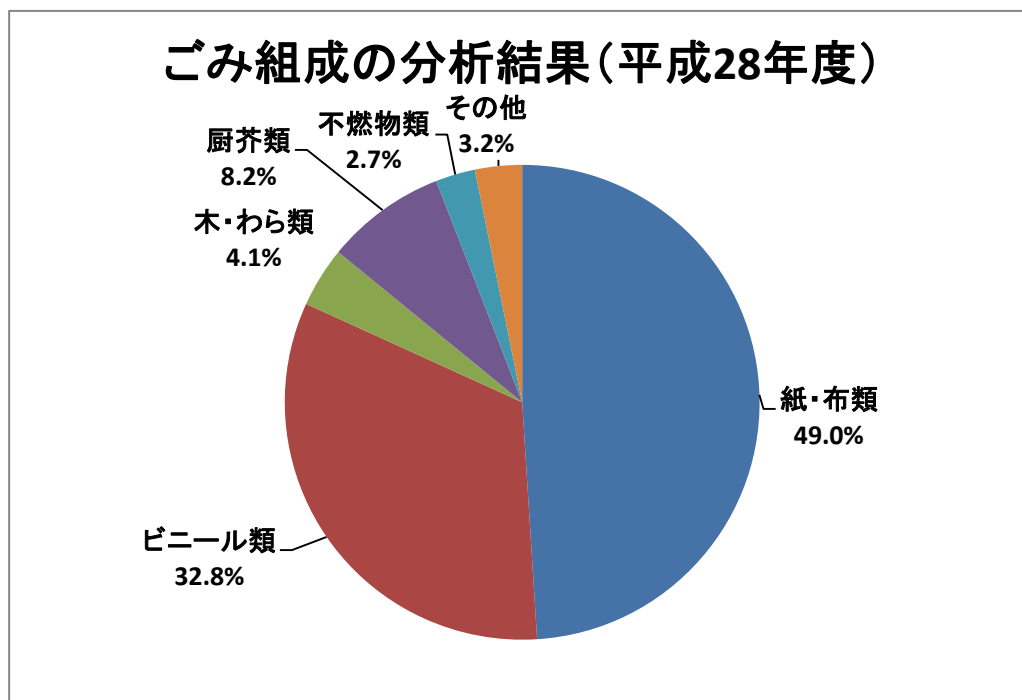
調査対象ごみは、滝沢清掃センターごみピットの中から抽出したものです。

ごみ組成の推移

(単位：%)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
紙・布類	46.4	37.4	44.5	43.9	39.1	42.0	43.8	46.6	44.0	49.0
ビニール類	20.1	29.8	28.9	28.0	22.6	24.7	26.1	34.8	24.9	32.8
木・わら類	5.3	9.2	4.6	6.1	7.6	10.9	2.5	0.9	9.8	4.1
厨芥類	19.2	13.0	11.2	12.0	17.0	13.0	20.1	11.6	9.3	8.2
不燃物類	3.4	4.4	5.0	5.6	5.9	5.7	5.4	3.7	5.5	2.7
その他	5.6	6.2	5.8	4.4	7.8	3.7	2.1	2.4	6.5	3.2

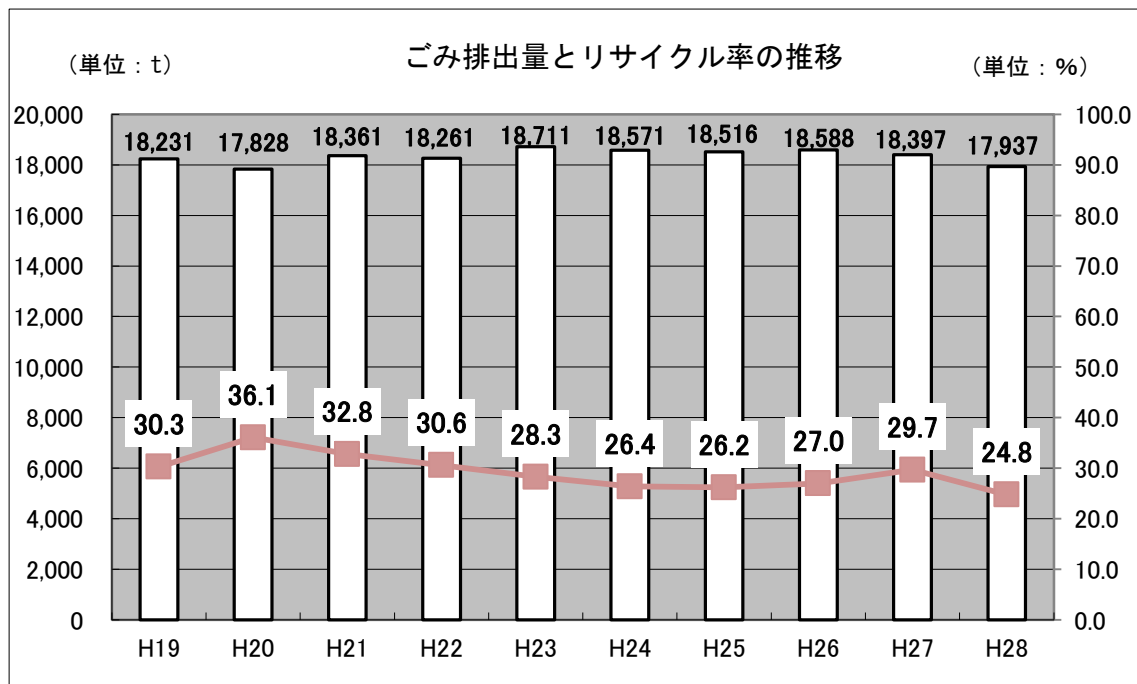
※種類組成分析は乾燥状態にしたものを重量比で表したものです。



(7) リサイクル率の推移

平成14年10月からの焼却施設（溶融炉方式）の稼働により、従来、焼却又は最終処分場に埋め立てていた「その他のごみ」がスラグ・メタルとして回収され、リサイクルが可能となったことから、溶融施設が本格稼働した平成15年度にはリサイクル率が38.3%になるなど、飛躍的に上昇しました。

平成19年度以降のリサイクル率は、概ね25%～35%で推移しています。リサイクル率の変動する要因の一つとして、スラグの発生量等が影響していると思われます。



※リサイクル率 (%) 出展：岩手県「一般廃棄物処理の概要」

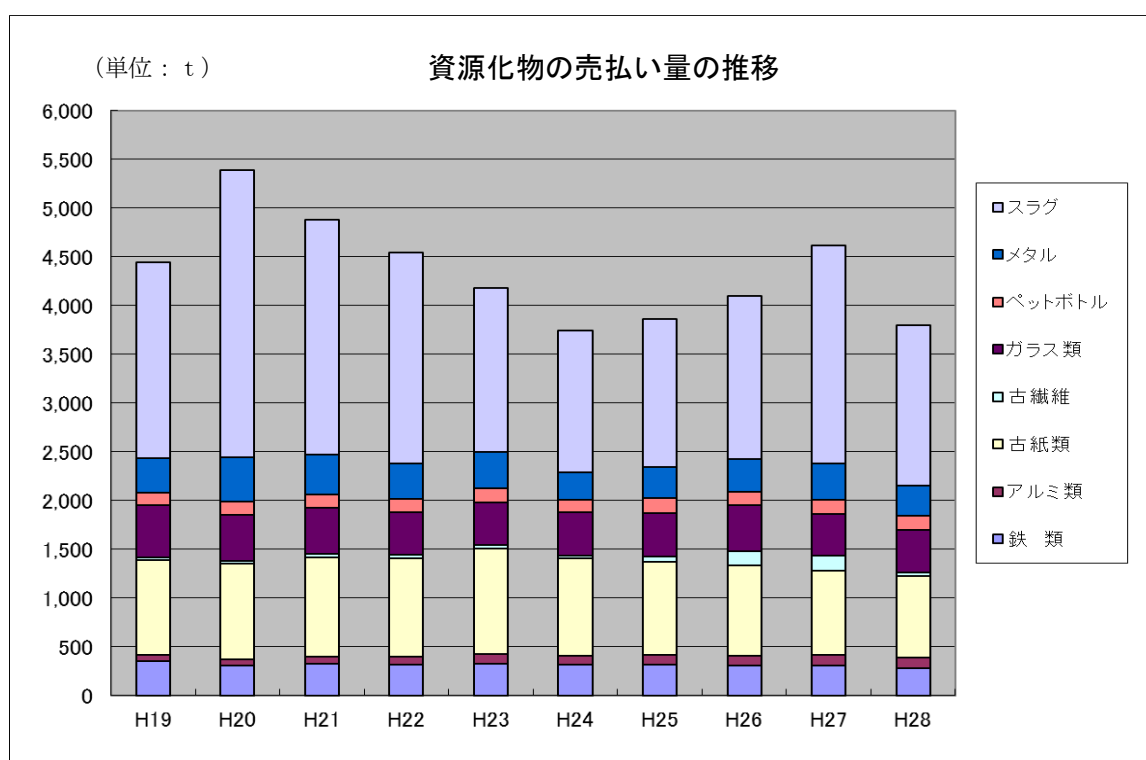
$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{資源物の総量 (t) (資源化物+集団回収+スラグ+メタル)}}{\text{ごみ総量 (t) (収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)}}$$

(8) 資源化物の売払い量の推移

(単位：t)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
鉄類	356	306	322	316	327	313	321	311	311	283
アルミ類	61	66	77	86	98	93	97	98	105	109
古紙類	976	982	1,015	1,008	1,083	1,002	952	924	868	833
古繊維	25	31	40	33	32	31	60	148	149	36
ガラス類	539	472	470	438	442	437	438	469	428	439
ペットボトル	119	131	137	140	146	134	157	142	145	145
メタル	363	455	411	363	372	277	315	331	377	304
スラグ	2,006	2,950	2,407	2,163	1,684	1,461	1,524	1,675	2,234	1,647
合計	4,445	5,393	4,879	4,547	4,184	3,748	3,864	4,098	4,617	3,796

※資源化物には集団資源回収分は含まれていない。



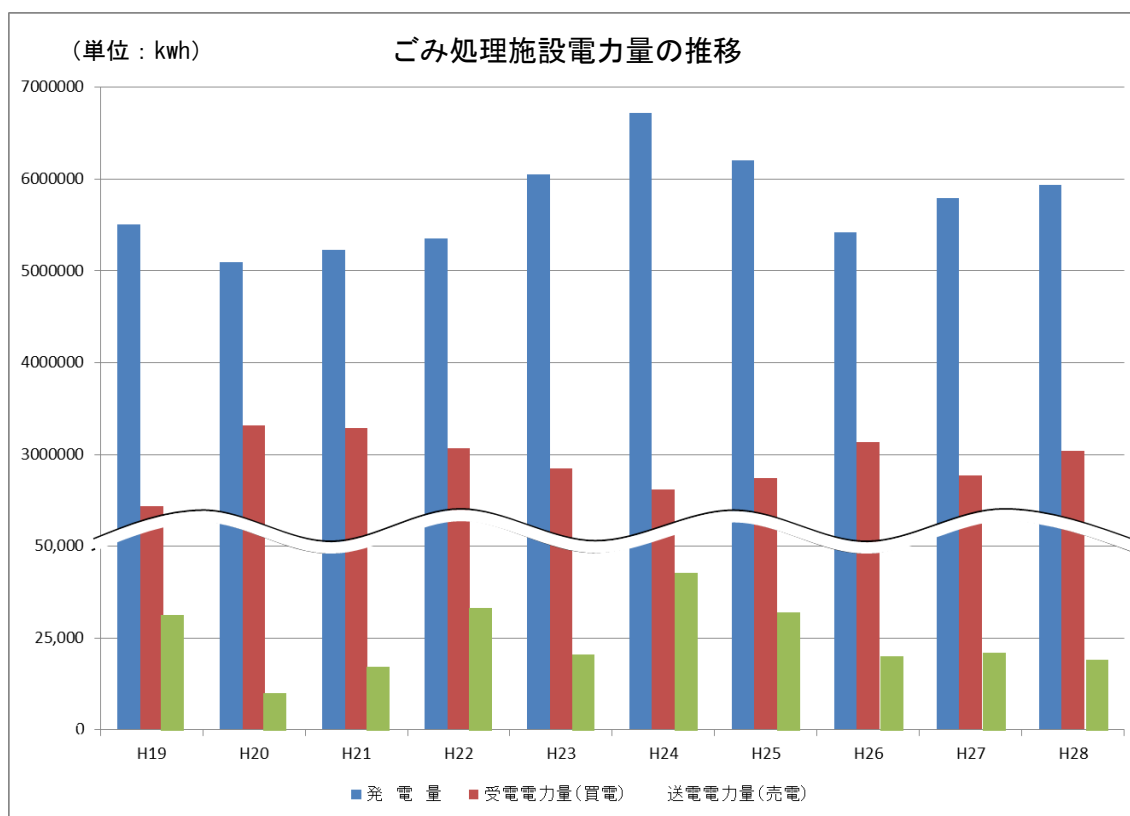
(9) ごみ処理施設電力量の推移

滝沢・雫石環境組合では、熔融処理時に発生する熱エネルギーの回収を行い、同施設で使用する電力の形で再利用を図っております。また、余剰電力は売電しております。

電力量の推移

(単位：kWh)

年度	H19	H20	H21	H22	H23
発電量	5,508,075	5,090,335	5,224,204	5,351,505	6,049,134
電力使用量	7,909,222	8,398,742	8,489,320	8,382,052	8,877,412
受電電力量(買電)	2,436,577	3,320,017	3,284,636	3,068,137	2,851,818
送電電力量(売電)	35,430	11,610	19,520	37,590	23,540
年度	H24	H25	H26	H27	H28
発電量	6,723,244	6,205,824	5,415,065	5,790,784	5,935,274
電力使用量	9,297,121	8,912,581	8,526,322	8,537,951	8,953,572
受電電力量(買電)	2,621,927	2,743,197	3,134,217	2,771,257	3,039,998
送電電力量(売電)	48,050	36,440	22,960	24,090	21,700



(10) 最終処分量の推移

最終処分量（埋立量）は、平成13年度まで旧焼却施設から排出された焼却灰及び「その他のごみ」を3,000t前後を毎年埋立してきましたが、平成15年度以降、新焼却施設が本格稼働したことにより、重量・体積ともに極小化され、埋立量は毎年1,000t前後で推移してきており、熔融炉導入以前の比較では重量で1/3程に減少し、最終処分場の延命化に大きく貢献しています。

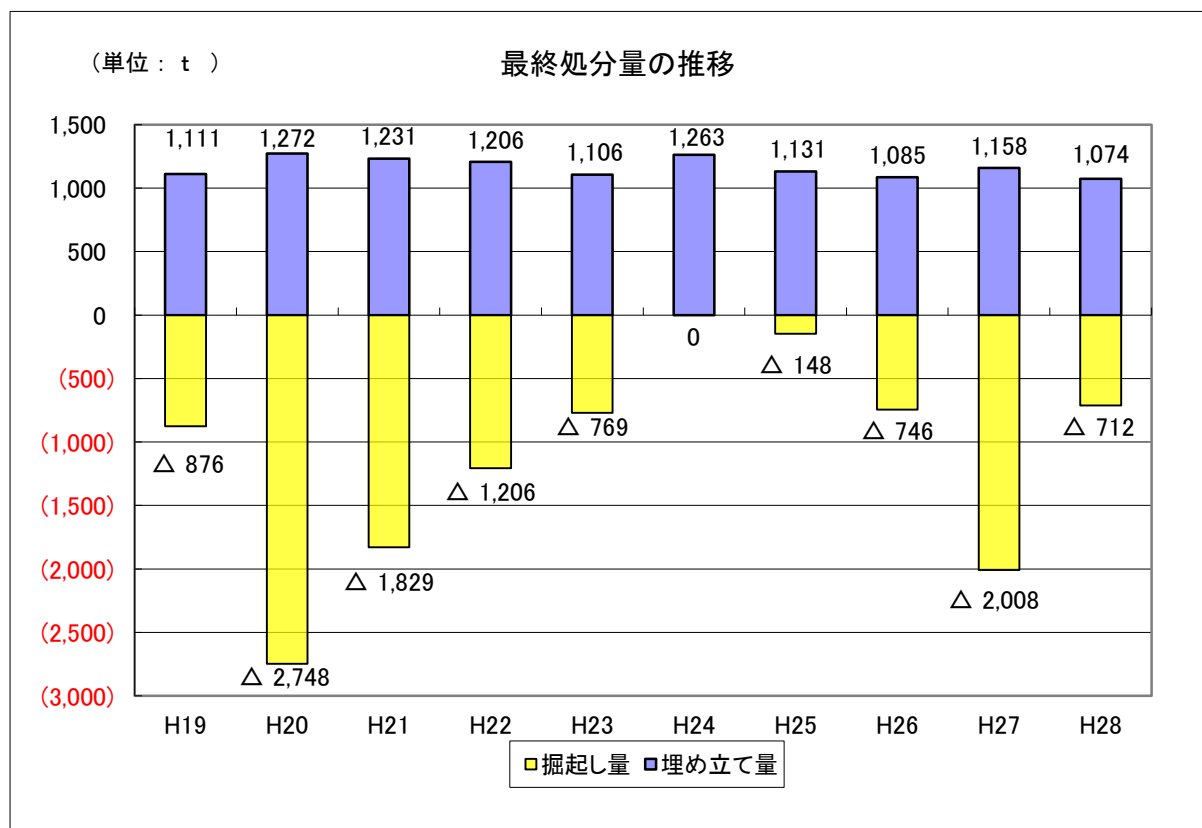
また、旧焼却施設から排出された焼却灰と「その他のごみ」として最終処分していたごみを計画的に掘り起し、熔融施設において処理することにより更なる延命化を図っています。

今後、ごみの排出量が平成28年度と同程度で推移すると仮定した場合、最終処分場は平成46年度ごろに埋め立て終了になると見込んでいます。

最終処分量の推移

(単位：t)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
埋立量	1,111	1,272	1,231	1,206	1,106	1,263	1,131	1,085	1,158	1,074
掘起量	△876	△2,748	△1,829	△1,206	△769	0	△148	△746	△2,008	△712
合計	235	△1,476	△598	0	337	1,263	983	339	△850	362



(11) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費は、平成24年度以降増加していますが、平成41年度まで計画的に機械設備等の整備等を行ない、溶融施設の延命化を図るための保守・点検費用の増加によるものです。

ごみ処理全体の費用は10億円を超えていますが、最終処分場の延命化が図られているほか、直接コストに現れない環境面への配慮や資源循環システムの構築に大きく寄与しています。

なお、平成28年度のごみ処理経費は約10億2千万円となっており、排出量1t当りの処理費は約44,700円となっております。

※ごみ1t当り処理費（滝沢市、雫石町合計）

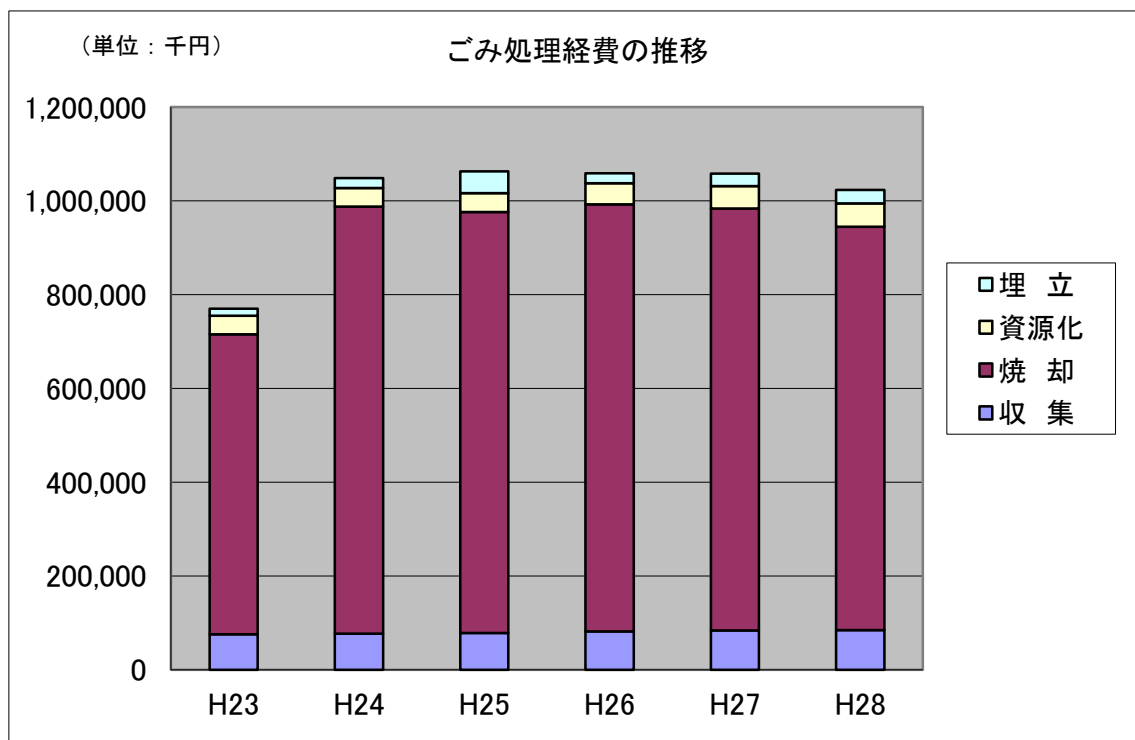
処理経費1,023,220千円／ごみ処理量22,864t

（滝沢市17,316t+雫石町5,548t）

ごみ処理経費の推移

（単位：千円）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収集	75,389	77,202	78,498	81,724	83,602	84,850
焼却	640,115	910,613	897,964	910,907	900,071	860,045
資源化	39,928	39,683	40,231	45,063	48,231	49,839
埋立	14,720	20,960	46,230	21,495	26,285	28,486
合計	770,152	1,048,458	1,062,923	1,059,189	1,058,189	1,023,220



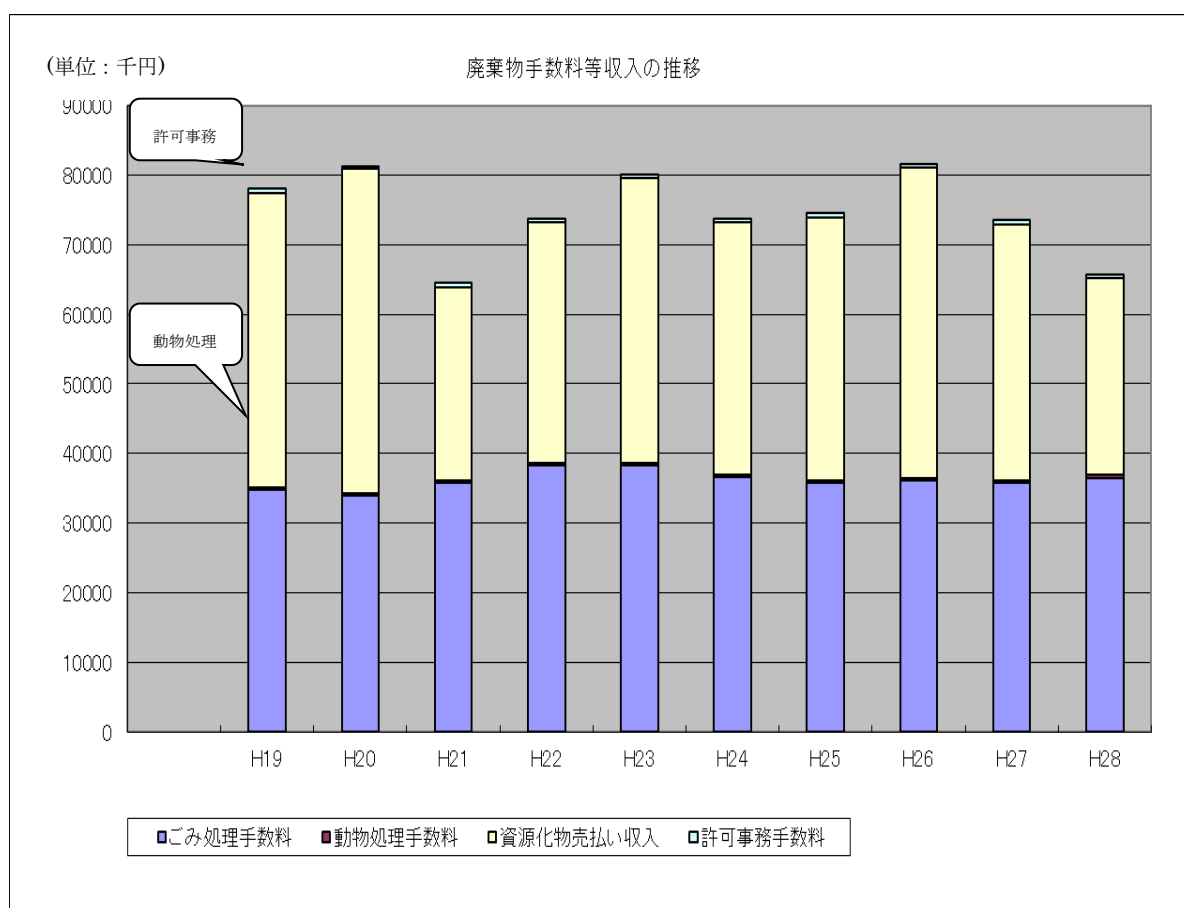
(12) 収入の推移

滝沢清掃センターに直接搬入された廃棄物等に対しては、手数料を徴収しています。事業系ごみは100円/10kgとし、家庭系ごみを直接市民が搬入した場合は200kg未満まで無料としており、これを超えた場合は10円/30kgとしております。資源物の売払い収入は、市場の動向により価格の変動があります。

廃棄物処理手数料等収入の推移

(単位：千円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ処理手数料	34,696	33,997	35,764	38,205	38,246	36,654	35,746	36,174	35,766	36,510
動物処理手数料	415	352	325	341	331	326	331	347	315	378
資源物売払い収入	42,328	46,610	27,849	34,695	40,935	36,303	37,877	44,566	36,884	28,310
許可事務手数料	580	360	570	410	560	460	520	480	560	480
合計	78,019	81,319	64,508	73,651	80,072	73,743	74,474	81,567	73,525	65,678



2 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状を踏まえ、(1) ごみの排出抑制、(2) 分別・リサイクル、(3) 収集運搬・処理の3つの観点から課題を整理します。

(1) ごみ排出抑制

平成29年12月に実施した「ごみの減量と家庭ごみ有料化に関する市民アンケート」では、ごみの減量やリサイクルについて、「関心がある」との回答が80%以上であり、市民のごみ減量やリサイクルへの関心は高いと思われます。

ごみ排出量から見ても近年は微減傾向にあり、平成28年度のごみ排出量は対前年比約2.5%減少している状況です。

今後も、ごみ減量の意識を市民の皆様に認識していただきながら、ごみの排出抑制に取り組んでいきたいと考えています。

また、事業者においては、ごみを適正に処理しなければならないという認識はあるものの、処理の際の負担が比較的小さいことから、家庭系ごみに比べ排出抑制に対する意識は低いと考えられます。

今後、ごみを出さないライフスタイル、事業活動への転換を促していくためには、市民・事業者・行政のそれぞれが果たすべき役割を明確にし、主体的・自発的に取り組んでいくことはもちろん、お互いに連携・補完しあいながらごみの排出抑制を進めていこうとする環境づくりが必要です。

(2) 分別・リサイクル

本市は、これまでリサイクルへの積極的な取組により、高いリサイクル率を維持していますが、家庭ごみの中には依然として資源化が可能なものが含まれていることから、分別・リサイクルのさらなる徹底が課題となっています。

また、近年のリサイクル技術や環境産業の発展により、これまで利用価値のなかった「紙・プラスチック製容器包装」等が再利用可能になってきております。市では「紙・プラスチック製容器包装」は溶融処理していますが、家庭から排出されるごみの中で大きな割合を占めることから、今後これらの取扱いについて、ごみ処理広域化計画との整合を図りながら検討する必要があります。

(3) 収集運搬・処理

収集運搬については、委託により行っています。毎年入札により業者選定を行っており、その体制の維持について、今後も市民サービスの向上の観点から適正に業務を行っていきます。

処理については、燃料費や施設修繕経費によるランニングコストが増加傾向にあり、ごみ処理の広域化や家庭ごみの有料化を含め、ごみ処理に係る財源について検討する必要があります。

また、より効率的な施設の運転が求められているほか、市民の信頼を得るため、維持管理の状況や環境データの情報公開を進めていく必要があります。

加えて、平成24年度から稼働しているリサイクルセンターにおいても、排出される資源ごみを、今後も引き続き適正に処理していく必要があります。

第2節 基本理念・基本方針

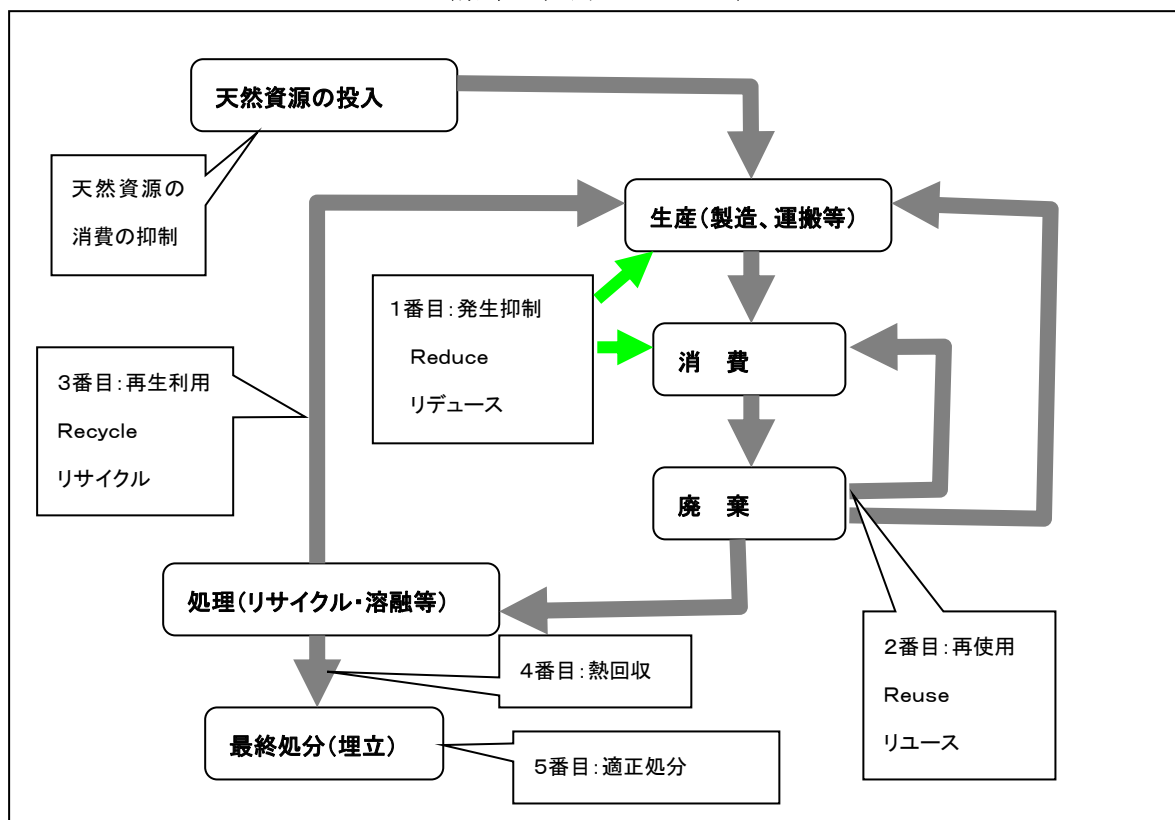
1 ごみ処理の基本理念

市民・事業者・行政は一体となって、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式や活動を見直し、1.発生抑制、2.再使用、3.再生利用、4.熱回収、5.適正処分のもと、環境への負荷を可能な限り抑制するとともに、持続可能な循環型社会を構築します。また、市が主体となって施設の整備や制度を創設するだけでなく、市民、事業者、自治会や市民団体がそれぞれの役割のもと、協働してその推進に努めなければなりません。

基本理念

市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築します

(循環型社会のイメージ)



2 ごみ処理の基本方針

(1) ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します

- ごみになりにくい商品の流通やごみの再利用の促進
- リサイクルにより資源が円滑に循環するシステムの整備

ごみ問題解決の第一歩は、製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生が抑制される仕組みに転換していくことであり、製造事業者等に対しては、長期間使用できる製品やリサイクルしやすい製品など、ごみになりにくい商品の開発と流通を促していきます。

また、市民一人一人がごみの発生を抑制すること(リデュース)、繰り返し使うこと(リユース)を第一に考え、「不要なものを貰わない、買わない。そしてできるだけごみを出さない」という日常的なライフスタイルを身につけていくことに加え、リサイクルルートの拡充によるごみ(家庭系ごみ及び粗大ごみ)の発生抑制や、リサイクルによって再商品化された製品の積極的利用を求めています。

(2) 環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します

- 資源化やエネルギー回収を推進する処理システムの整備
- 市民の安全や自然環境に配慮した処理システムの整備

ごみの発生や排出を抑制(リデュース)し、再使用(リユース)を促進したうえでも排出されるごみについては、環境負荷の低減を念頭におき、資源化物の分別徹底とリサイクルを基調とした循環型の処理を推進するとともに、市民から信頼される処理施設の整備と管理を適切に行います。

また、市はリサイクル技術の開発動向や実効性を見極めながら、市の実情に合った新たな資源物のリサイクルシステムの検討とともに、ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーについても、施設内への電力供給や余剰電力を売電するなどサーマルリサイクルの推進という観点から、これまで以上に効率的な回収に努め、その有効利用を図ります。

最終(埋立)処分場については、熔融施設の導入によって、埋立量は極小化され環境負荷の低減とともに、残余年数は平成46年度を見込んでいますが、平成41年度に稼働が予定されている県央ブロック8市町でのごみの共同処理後は、その年数が早まることも想定されるため、今後も引き続き、延命化に向けた管理に努めます。

(3) 環境教育、環境学習と市民・事業者・各種の団体・行政のパートナーシップによる取組みを推進します

ごみの発生要因をつくり、排出しているのは市民や事業者であり、循環型の社会経済システムへの転換は、市民や事業者がそのことを十分自覚し、主体的かつ実践的な行動をとらない限り進展しないことから、ごみの発生抑制や再使用、リサイクルの推進に当たっては、それぞれが果たすべき役割を認識し、信頼関係のもとで、その取組に当たります。

(市民・事業者・各種の団体・行政の役割)

市民の役割

◎排出者としての責任

- ・ 一人一人がごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない生活様式に見直す。
- ・ 分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化、適正処理に向けた取組みに協力する。

事業者の役割

◎排出者としての責任

- ・ 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動に努める。
- ・ ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努める。

◎生産者としての責任

- ・ 拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫をする。
- ・ 率先して資源物や処理困難物を回収する。

各種の団体の役割

◎積極的な活動とつなぎ手としての役割

- ・ 各主体の協力のもと、ごみ減量化の啓発活動や地域コミュニティに根ざしたリサイクル活動を展開する。
- ・ 市民・事業者・行政のつなぎ手としての役割を果たす。

行政の役割

◎ごみを出さないための仕組みづくり

- ・ 市民・事業者・各種団体が参加できるシステムの構築を図る。

◎安全で効率的な収集運搬、適正処理・処分

- ・ 環境負荷低減に向けた収集運搬、処理・処分を行う。
- ・ 安全で効率的なシステムの構築と運用を図る。

◎各主体のコーディネーター

- ・ 市民・事業者・各種団体の取組みのコーディネーターとしての役割を果たす。

◎排出者としての責任

- ・ ごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を行う。

第3節 ごみの排出量の予測及び数値目標

1 ごみの排出量の予測

ごみ排出量及び将来人口予測は、平成27年度に策定された「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」の数値を使用しました。

なお、家庭系ごみの可燃ごみ・資源ごみの推計は、平成28年度のごみ排出量（岩手県速報値）のそれぞれの割合を按分した数値を、排出量の推計値に乗じて算出しました。

(単位：t)

年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
人 口		55,322	55,334	55,346	55,272	55,198
家庭系	①可燃ごみ	12,678	12,716	12,684	12,667	12,651
	②資源ごみ	2,286	2,293	2,287	2,284	2,281
③事業系		4,080	4,109	4,134	4,156	4,176
④可燃ごみ合計(①+③)		16,758	16,825	16,818	16,823	16,827
総 合 計(②+④)		19,044	19,118	19,105	19,107	19,108
		平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
人 口		55,125	55,061	54,977	54,822	54,667
家庭系	①可燃ごみ	12,668	12,616	12,599	12,564	12,563
	②資源ごみ	2,284	2,275	2,272	2,266	2,265
③事業系		4,193	4,208	4,221	4,233	4,243
④可燃ごみ合計(①+③)		16,861	16,824	16,820	16,797	16,806
総 合 計		19,145	19,099	19,092	19,063	19,071

2 数値目標

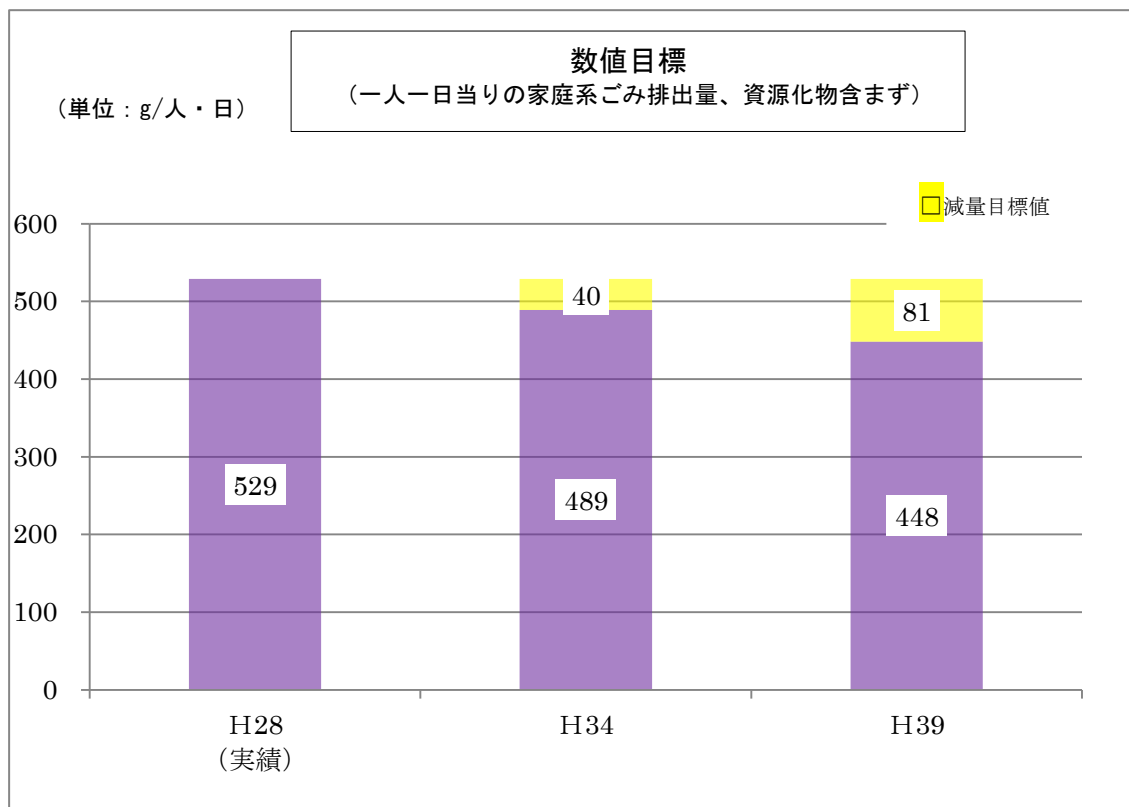
本市における、ごみ減量化、資源化の目標を以下のように定めます。

本計画の中間目標年度である平成34年度の目標値を中間目標値とし、最終年度である平成39年度には、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物含まず）を平成28年度実績から15%削減し、448gに削減します。

～ 数値目標 ～

(単位：g/人・日)

年 度	H28実績	H34目標値	H39目標値
一人一日当たりの家庭系 ごみ排出量（資源化物含まず）	529	489	448
(参考) 一人一日当たりのごみ排出量 (家庭系+事業系+資源化物)	860	795	731



※ごみの排出抑制、資源化等によるごみ減量化の数値目標を達成できない場合は、ごみ処理広域化に伴う滝沢市の負担が増加していくことが予想されることから、さらなる家庭系ごみの減量化（ごみの排出抑制、資源化等）を推進する必要があります。

(1) ごみの減量目標

○可燃ごみの排出量を平成28年度の実績15,253tから平成39年度までに15%削減します。

○資源ごみの排出量を平成28年度の実績2,063tから平成39年度までに15%削減します。

(2) リサイクル率の目標

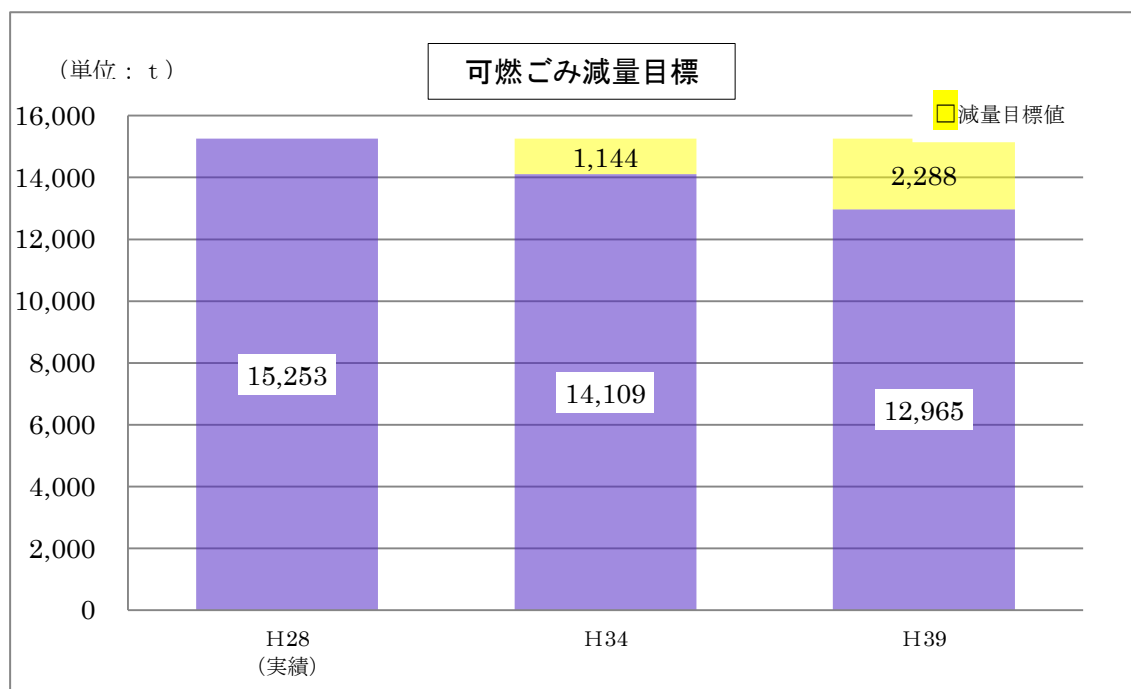
○リサイクル率を平成28年度の24.8%から30%以上に引き上げます。

区 分	H28実績	H34目標値	H39目標値
可燃ごみの排出量	15,253t	14,109t	12,965t
資源ごみの排出量	2,063t	1,908t	1,753t
リサイクル率	24.8%	28.0%	30.0%

(3) 滝沢の処理施設における数値目標

○ 焼却処理施設

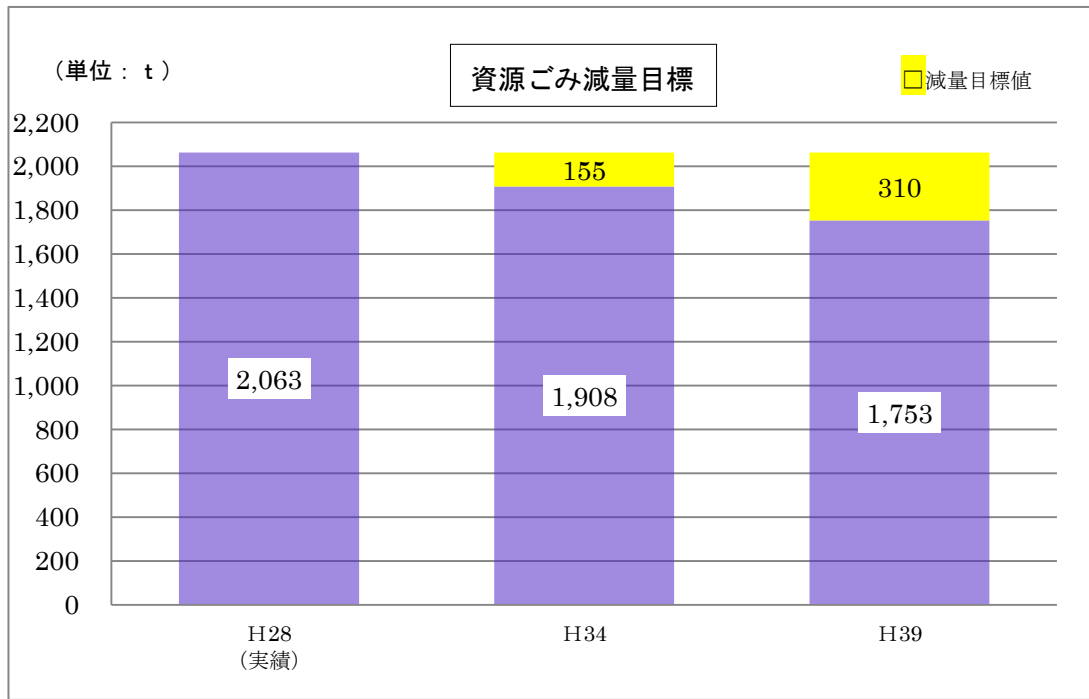
滝沢市の焼却処理施設における平成39年度の年間の処理量を平成28年度実績の15,253tから12,965tにします。



※ごみ処理広域化を見据え、新ごみ焼却施設への搬入量を減らしていくことは、ごみ処理経費削減につながる重要な課題であり、ごみ減量化の徹底を図る必要があります。

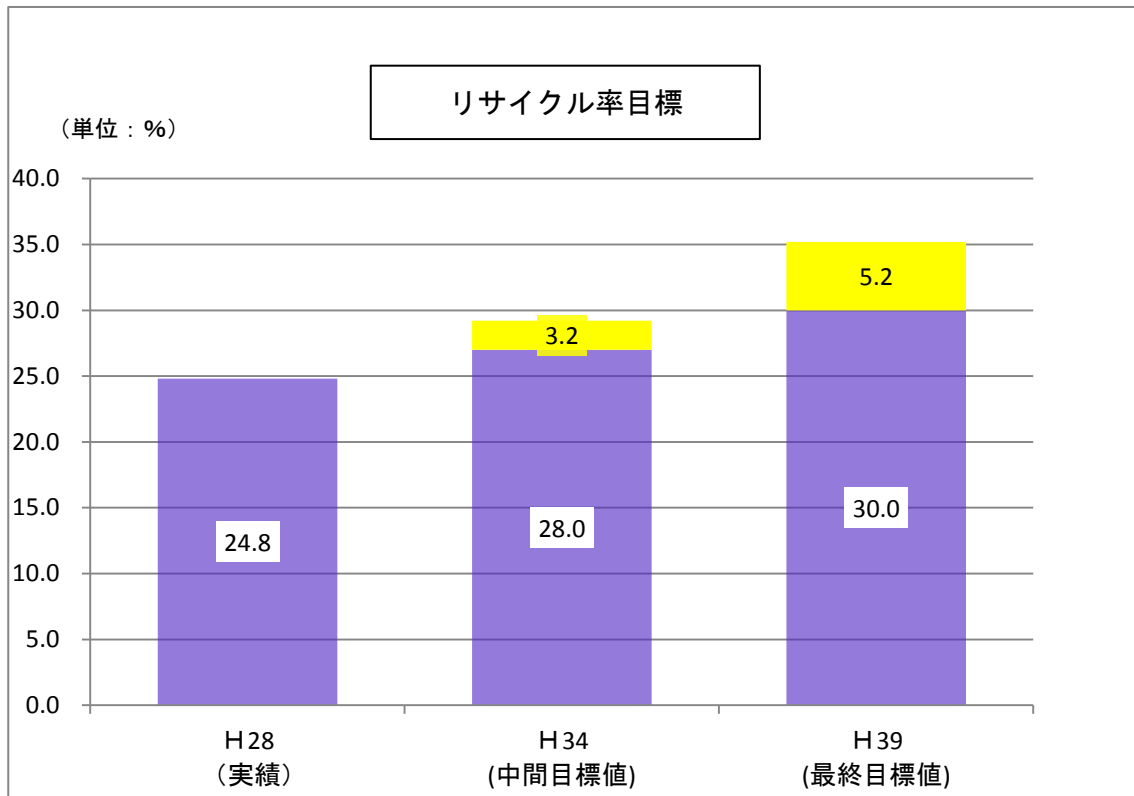
○ 資源化施設

滝沢市の資源化処理施設における平成39年度の処理量を平成28年度実績の2,063 tから1,753 tにします。



○ リサイクル率

滝沢市の処理施設における平成39年度のリサイクル率を平成28年度実績の24.8%から30%にします。



※ごみ処理広域化を見据え、分別、リサイクル・資源化、集団資源回収などをごみ減量化の最優先方策として推進する必要があります。それでもなお、ごみ減量の効果が見られないときは、将来的に家庭系ごみの有料化導入を含めた調査検討が必要となります。

第4節 目標達成に向けた個別施策



ごみの発生を抑制し、資源循環システムを充実します

ごみになりにくい商品の普及や回収ルート of 拡充など、資源が円滑に循環するシステムづくりを進めます

(1) ごみになりにくい商品の普及

- ・ 国や製造業界等に対し、長く使えリユース・リサイクルしやすい商品の開発を要望していきます
- ・ 事業者、市民にごみになりにくい商品の販売や利用を呼びかけていきます。

(2) リデュース(発生抑制)の推進

- ・ 市民、事業者と連携・協力しながら包装の簡素化、マイバッグの持参、量り売り、ばら売り商品の拡大などを推進していきます。

(3) 事業者による自己回収処理の推進

- ・ 国や製造業界等に対し、拡大生産者責任の考えのもと、自己回収処理を前提とした新たな処理ルートの構築を要望していきます。
- ・ 排出禁止物の適正な処理ルートを確保していきます。

(4) 事業者によるごみ減量・リサイクルの推進

- ・ ごみを多量に排出する事業者を中心に、減量やリサイクルに取り組むための仕組みを拡充していきます。

(5) 市民による自主的リサイクルの推進

- ・ 集団資源回収活動やストックヤードの設置など、市民がリサイクルに参加しやすい仕組みを拡充していきます。

(6) リユース(再使用)の推進

- ・ リターナブル(再使用)容器や詰替え商品の使用を呼びかけ、リユースの徹底を図っていきます。
- ・ 再利用品の展示などPRの機会の充実を図っていきます。

(7) 再生品の利用拡大

- ・ グリーン購入運動を進めながら、再生紙や再生材料で作られた製品の利用拡大を推進していきます。

(8) リサイクル事業に関する調査・研究

- ・ 安定したリサイクルルートを確保するため、リサイクル事業の動向について調査・研究を進めていきます。

(9) ごみ処理費用の負担のあり方の検討

- ・ リデュース、リユース及びリサイクルを推進するため、ごみ処理費用の負担のあり方を検討していきます。



環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築します

市民の安全や排出事業者への指導など、排出ルールの徹底を図ります

(1) 排出ルールの徹底と不法投棄の防止

- ごみの分別や排出者への指導など、排出ルールの徹底を図っていきます。
- 不法投棄の監視とともに、関係機関と連携を図りながら、不法投棄の防止対策を進めていきます。

(2) 資源化の推進

- ・ 缶・びん・古紙・ペットボトルなど資源化物の分別の徹底を呼びかけ、回収資源化物の質と資源化率の向上を図っていきます。

(3) 有機性一般廃棄物の有効利用に関する調査・研究

- ・ 有機性廃棄物(バイオマス)の排出抑制と有効利用を図るため、堆肥化とその活用などについて調査・研究を進めていきます。

(4) ダイオキシン類などの有害化学物質の排出抑制

- ・ ごみ処理施設からのダイオキシン類など有害化学物質の排出をより一層低減するため、施設の適正な運転管理を行っていきます。

(5) 二酸化炭素の排出抑制

- ・ ごみの減量化とともに、炉の燃焼管理を徹底し、二酸化炭素の排出量の抑制に努めていきます。

(6) 最終(埋立)処分場の延命化

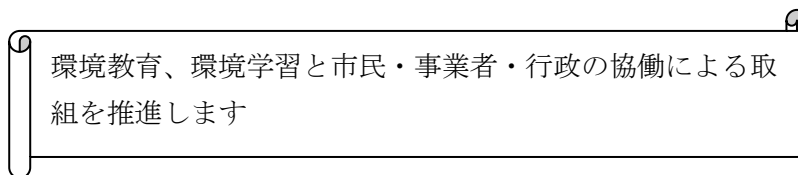
- ・ 最終処分量の低減化等、最終処分場を適正に管理し延命化を図っていきます。

(7) 施設の計画的整備

- ・ 安定した処理システムを継続するため施設整備を計画的に進めていきます。



セクション3



環境教育、環境学習と市民・事業者・行政の協働による取組を推進します

環境教育、環境学習とともに、市民・事業者・市の協働により、ごみの諸問題への取組を進めます

(1) 市による率先行動の一層の推進

- ・ 市が、市民や事業者の模範となるよう、再生品の利用やごみの排出抑制、リサイクルなどの取組を進めていきます。

(2) 市民・事業者が気軽に参加できる場の提供

- ・ 各種イベントの充実により、市民・事業者がごみ問題やその取組などについて気軽にふれあう場を提供していきます。

(3) 人・組織づくりの推進

- ・ 市民・事業者・各種団体が、環境活動の企画立案から実施まで、自主的に活動できるような組織づくりを進めていきます。
- ・ 教育機関との連携を図り、学校教育の場でのごみ減量・リサイクルの啓発を行っていきます。

(4) 施策への市民参加の促進

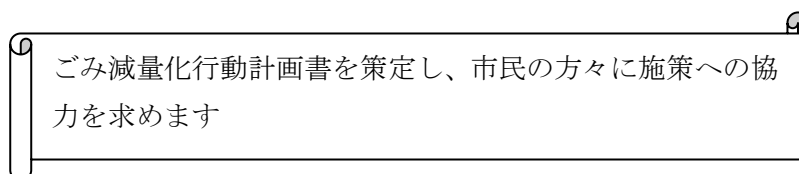
- ・ ごみの排出抑制やリサイクルの推進に当たっては、市民や事業者の意見を聞くなど、市民参加型による施策の立案を進めていきます。

(5) 市民・事業者への情報提供

- ・ ごみ減量・リサイクル等の実践行動に資するよう、イベント、出前講座、各種広報媒体等を通じ、市民や事業者にごみに関する情報を積極的に提供していきます。



セクション4



ごみ減量化行動計画書を策定し、市民の方々に施策への協力を求めます

- 目標達成に向けた個別施策の詳細を定めた「ごみ減量化行動計画」を策定します。
- 「ごみ減量化行動計画書」を公表し、施策への協力を求めます。

－ 第 2 章生活排水処理基本計画－

第 1 節 生活排水の処理

公共下水道、浄化槽（以下「下水道等」という）の普及により、生活排水が未処理のまま公共水域に排出されている量は、年々減少しています。

今後も、下水道等の整備事業を更に推進し、一層の環境負荷の低減を図る必要があります。

1 生活排水処理の現状

（単位：人、％）

年度		H24	H25	H26	H27	H28
①処理人口(②+③+⑧+⑨)		54,710	55,063	55,058	55,069	55,113
②下水道人口		29,238	31,549	31,779	33,265	35,219
③浄化槽人口(④+⑤+⑥+⑦)		9,547	9,814	10,010	9,334	9,538
内 訳	④農業集落排水人口	893	888	849	0	0
	⑤コミュニティー プラント人口	0	0	0	0	0
	⑥合併処理浄化槽人口	8,508	8,780	9,129	9,268	9,476
	⑦単独浄化槽人口	146	146	32	66	62
⑧し尿汲取り人口		15,729	13,515	13,117	12,305	10,200
⑨自家処理人口		196	185	152	165	156
生活排水処理率((②+③)/①)		70.9	75.1	75.9	77.3	81.2

※各年度末の市民基本台帳人口+外国人登録人口

2 生活排水処理の予想

盛岡地区衛生処理組合の一般廃棄物処理基本計画予想値を基にすると、目標年次における生活排水処理の状況は、次のとおり予想されます。(単位：t、人)

年度		H28	H34	H39
①処理人口(②+③+⑧+⑨)		55,113	57,236	58,602
②下水道人口		35,219	36,897	38,190
③浄化槽人口(④+⑤+⑥+⑦)		9,538	11,400	13,339
内 訳	④農業集落排水人口	0	0	0
	⑤コミュニティー プラント人口	0	0	0
	⑥合併処理浄化槽人口	9,476	11,334	13,295
	⑦単独浄化槽人口	62	66	44
⑧し尿汲取り人口		10,200	8,853	7,015
⑨自家処理人口		156	86	58
生活排水処理率((②+③)/①)		81.2	84.3	87.9

第2節 基本理念・基本方針

基本理念

快適で豊かな水環境を守るため、適正な処理を行います

基本方針

効率的で、環境負荷の少ない生活排水処理を行います。

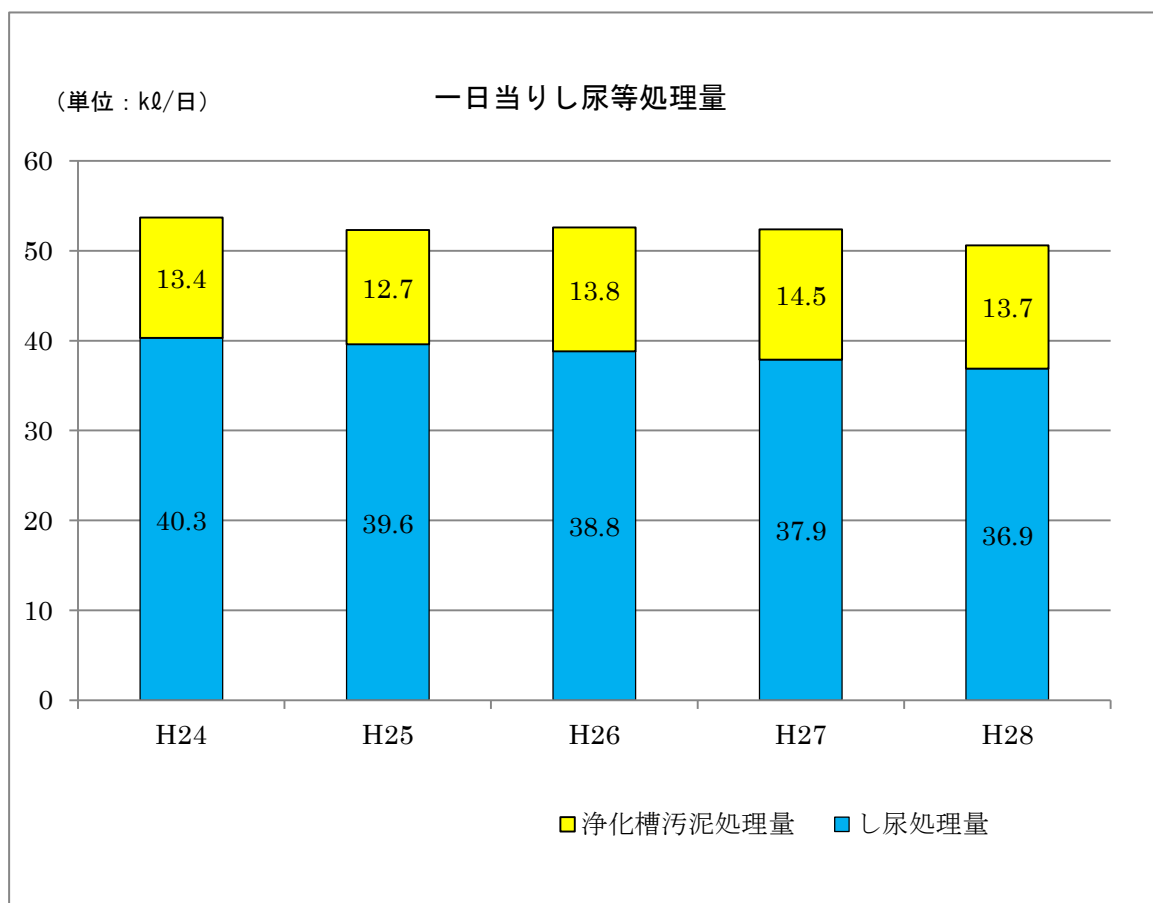
第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

1 し尿及び浄化槽汚泥処理の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の一日当りの処理状況は次のとおりです。

（単位：kℓ/日）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
総処理量	53.7	52.3	52.1	52.4	50.6
浄化槽汚泥処理量	13.4	12.7	13.8	14.5	13.7
し尿処理量	40.3	39.6	38.3	37.9	36.9

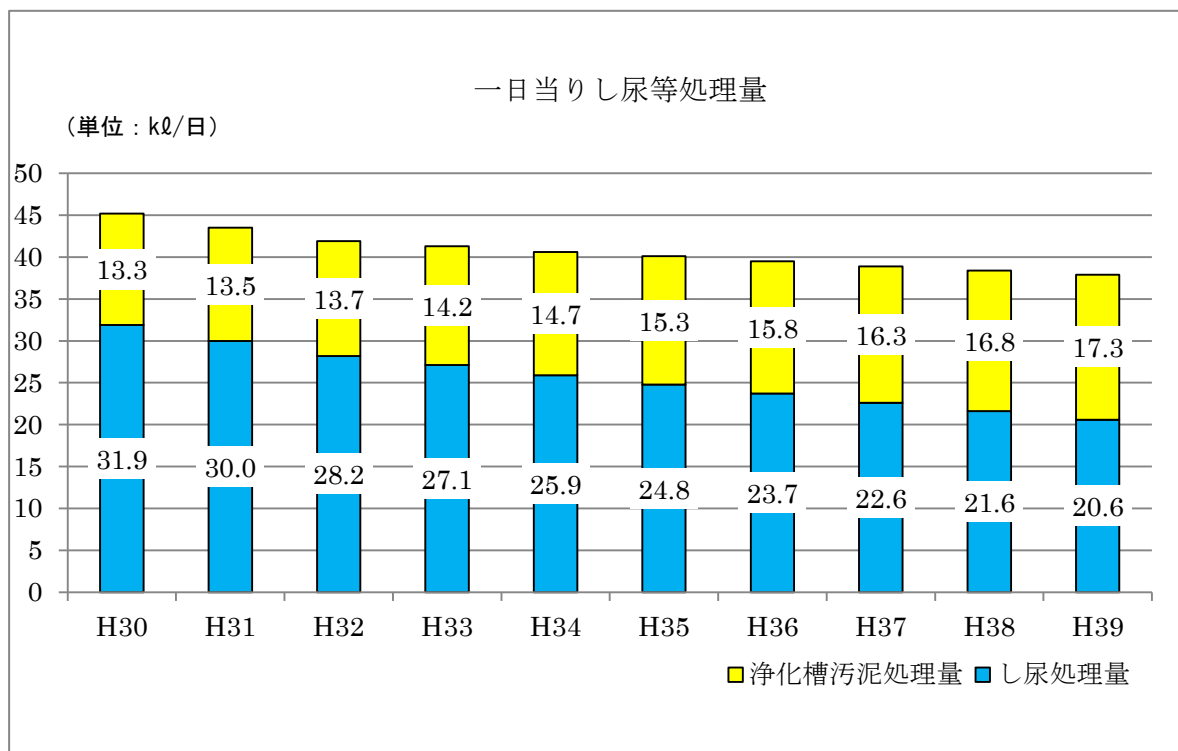


2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

盛岡地区衛生処理組合の一般廃棄物処理基本計画予想値を基にすると、目標年次におけるし尿等の一日当りの処理状況は次のとおり予測されます。

(単位：kℓ/日)

年 度	H30	H31	H32	H33	H34
総処理量	45.2	43.5	41.9	41.3	40.6
浄化槽汚泥処理量	13.3	13.5	13.7	14.2	14.7
し尿処理量	31.9	30.0	28.2	27.1	25.9
年 度	H35	H36	H37	H38	H39
総処理量	40.1	39.5	38.9	38.4	37.9
浄化槽汚泥処理量	15.3	15.8	16.3	16.8	17.3
し尿処理量	24.8	23.7	22.6	21.6	20.6



3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、今後もし尿等処理の減少が見込まれることから、し尿等の排出量の規模に見合う適切な許可を継続することにより、安定したし尿等の収集体制を維持します。

(2) 中間処理、最終処分計画

盛岡地区衛生処理組合の生活排水処理基本計画に基づき実施します。

(3) 管理運営計画

① 情報管理

本市のし尿等処理が円滑に行われるよう、盛岡地区衛生処理組合と連携を図ります。

② 適正な手数料の設定

盛岡地区衛生処理組合との情報交換を行いながら、適正なし尿等処理手数料のあり方について検討します。